

民主化以降のインドネシアにおける
社会アクターの政治的影響力
——石油ガス政策の事例から——

茅 根 由 佳*

**Exerting Influence from Below:
A Case of Oil and Gas Policy in Contemporary Indonesia**

KAYANE Yuka*

Abstract

Mass mobilization has often had a significant impact in Indonesian politics. Even without state power or financial resources, those who are capable of mobilizing the masses have continued to play a crucial role in politics. Nevertheless, the predominant literature on Indonesian politics has long underestimated the social actors' power even after Suharto's demise in 1998. According to them, powerful oligarchic domination has characterized Indonesian politics. In contrast to this account, there is a growing literature that demonstrates cases in which social actors and organizations exert significant influence on the elites and articulate changes in policies by leveraging voting power in direct elections. The focus of these studies, however, is largely limited to political negotiations during elections. This paper examines much broader efforts on the part of social actors to achieve policy change. In fact, such actors are not only utilizing the voting power of elections but also making good use of the judicial system, notably, a judicial review of the constitutional court. Through an analysis of the oil and gas policy after 1998, this paper demonstrates the various strategies that social actors deploy to achieve policy change as well as influence Indonesian politics.

Keywords: social actor, democratization, constitutional court, election, policy change, oil and gas policy, economic nationalism, Indonesia

キーワード：社会アクター，民主化，憲法裁判所，選挙，政策変更，石油ガス政策，
経済ナショナリズム，インドネシア

* 京都大学東南アジア地域研究研究所：Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University
e-mail: yuka.kayane@gmail.com
DOI: 10.20495/tak.56.1_90

I はじめに

1. インドネシアにおけるエリート支配の変化

インドネシアでは植民地支配に対する独立運動から1998年の民主化に至るまで、大衆動員型の運動が政治変動の節目を作ってきた。1998年以降も様々な政策分野において、動員を通じた政治的表出が繰り返されている。また、そうした動員の中心である学生団体や労働組合（以下、労組）、宗教組織などの活動家は、おおよそ全ての政党に見いだすことができる [Mietzner 2013: 88–113]。しかし主要なインドネシア政治研究はこうした社会アクターによる動員やその政治的影響力を軽視してきた。

ロビソンとハディス、ウィンターズは、スハルト政権から生き残る政治家や官僚、財界のエリート（＝オリガーク）が今日においても支配の中枢に居座っていることを強調する。彼らによれば、スハルト政権のオリガークは1998年以降に進められた政治・経済面の自由化改革とその変化に適応し、政府の中枢ポストを独占し続けている [Robison and Hadiz 2004; Hadiz and Robison 2013; Winters 2011; 2013]。ロビソンとハディスによれば、スカルノ、スハルト政権が「社会・政治組織を完全に非組織化および分散させ」、「民主化後も市民社会を強化させる可能性を持つ勢力は、イデオロギー的、組織的凝集性を回復させられないうえ、社会的基盤を構築することすらできていない」 [Hadiz and Robison 2013: 46]。¹⁾ 彼らによると、インドネシアの市民社会を構成する中間層はスハルト権威主義政権期の経済成長で醸成された非政治的アクターである。それゆえにオリガークの過大な権力拡張を制御する対抗勢力とはならず、むしろ権力に迎合的な性質を持つ。ウィンターズも同様に、インドネシアの市民社会勢力は「ひどく分散的で、動員力に欠け」、「非効果的な対抗勢力」であり、民主化によってむしろ「オリガークは影響力を増長させている」と指摘している [Winters 2011: 181; 2013: 22, 30]。

これらの議論は旧政権からのオリガークによる支配の継続や彼らの凝集性の高さを重視するあまり、民主化後の変化を看過している。また、彼らの想定では欧米民主主義諸国のような市民権、法の支配の確立、司法による政治権力の抑制が存在しない限り強固な市民社会は成立しない [Hadiz and Robison 2013: 44, 45; Winters 2013: 16]。しかし、国家機関や政党政治の領域外で活動する市民や社会組織は実に多様であり、彼らが想定する欧米的市民社会の枠には収まらない [Nyman 2009; Hadiwinata 2009]。

近年では、民主化後の政治制度改革によって、エリート間の競争が加速し、結果的に様々な社会組織が影響力を強めていることが指摘されている。²⁾ ビューラーによれば、地方首長選挙

1) スハルト政権による「市民社会の非組織化」に関する詳細なプロセスは、ロビソンとハディス [Robison and Hadiz 2004] の第5章を参照。

2) 例外的にロッサーら [Rosser *et al.* 2005: 53–73] は、最も初期に寡頭制支配論に対する反証を行って

に勝利するために、エリートはイスラーム社会組織の要求や利益に影響されやすくなっているという [Buehler 2013: 158, 159]。キャラウェイとフォードは、労組が賃上げ交渉の過程でエリートとの駆け引きを行い、政策変更を実現した事例を検討している [Caraway and Ford 2013: 139–156]。³⁾ また、アスピノールも労働者の権利拡充や医療保険政策を事例に、分散的であるとはいえ下層階級も徐々に自らの利益を政策に反映させることができるようになってきていることを指摘する [Aspinall 2013: 103]。⁴⁾ しかし、これらの研究は具体的にどのような条件が揃えば、こうした社会の勢力が政策決定に影響を及ぼすことができるのかは明らかにしていない。また、民主化後に開かれた選挙以外の制度の重要性には関心を払っていない。さらに既存研究が取り上げる事例は、イスラーム組織や貧困層、労組などのアクターが直接的な利益を持つために、比較的影響力を行使しやすい政策分野に限られてきた。

それでは、いかなる条件が揃えば、市民や社会組織が政策変更を実現することができるのだろうか。社会アクターによる政策変更の条件を示すことは、オリガーキー論に代表されるエリート支配論を反証し、多元的な政治過程に関する分析枠組みを精緻化するものである。それは、インドネシアの政治経済構造を捉え直し、民主化以降の国家・社会関係におけるダイナミズムを提示するものである。本論は既存研究で主要な分析対象となった労組、社会団体、NGO、労働者や農民、その他の下層階級集団 (subordinate groups) を含む、多様な社会勢力に適用可能な汎用性の高い条件を提示することを目的とする。そこで、議会や政府などの国家機関や政党、企業に所属せずに、公的および政治的な領域で影響力の行使を目指す多様な個人や組織を指して、社会アクターと総称する。⁵⁾

本論で分析対象とする石油ガス政策は、既得権益を持つエリートの利害や多大な国益が絡む分野であり、大幅な政策変更は困難であった。同政策においては、様々な社会アクターがデモや違憲審査請求を通じた政策変更を訴えてきたものの、多くの試みが失敗に終わっている。し

ゝる。ロッサーらは、スハルト政権崩壊後のインドネシアでは、政治家が政治ポストを維持して競争に生き残るため、支持者の意向に従うことにインセンティブを持つようになっており、政治的権限を持つエリートと貧困層やNGOの利益が一致する限りにおいて、後者が影響力を行使することも可能であることを指摘している [ibid.: 55, 63, 71]。

3) キャラウェイとフォードは、ジャカルタ近郊のタンゲラン市とプカシ市の地方首長選挙と最低賃金値上げ交渉を事例としている。厳しい選挙戦に際しては、地方首長選候補者が労組への再分配政策を約束する代わりに政治的支持を得ようとする旨を指摘している。

4) アスピノールによれば、下層階級が分散的な存在であるとはいえ、動員を通じた彼らの政治的影響力はインドネシアの政治秩序において重要な位置を占めている。そして、政策決定者もしばしばこうした下層階級の要求に応じていると述べている。

5) ニマン [2009] による市民社会の定義を参照した。ニマンによれば、欧米の民主主義国家とは異なり、インドネシアの「市民社会とは過激派組織などをも含むものであり、必ずしも全てが民主的な志向を持っているわけではない」。そのうえで、「市民社会とは公式、非公式の宗教・世俗組織やネットワーク、個人であり、国家機関外の公的、政治的領域において構成されるものである」と定義している [Nyman 2009: 253]。本論では、寡頭制支配論が想定する「市民社会」と明確に区別するため、社会アクターという用語を用いる。

かし、2012年に行われた石油ガス法の違憲審査請求と2014年のマハカム鉱区権益国有化運動において、社会アクターは政策変更を実現した。2012年の提訴においては在野の活動家やイスラーム社会組織の指導者など、世論に影響力を持つアクターが結集し、大統領選挙出馬への野心を持つ憲法裁判所（以下、憲法裁）長官に働きかけ違憲判決を引き出した。そして、石油ガスセクター自由化の柱であった石油ガス上流部門執行機関（Badan Pelaksana Kegiatan Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi: BP Migas）を解体させた。ただ、国会や政府への圧力は長続きせず、石油ガス法の他の自由化条項を改正するまでには至らなかった。2014年には、2012年に違憲判決を引き出した社会アクターが労組や学生運動組織なども巻き込んで抗議活動を展開し、大統領選の有力候補者に訴えかけ、ジョコ・ウィドド（Joko Widodo, 以下、通称のジョコウィ）政権発足後に国有石油企業プルトamina（Pertamina）に大型天然ガス権益事業の主導権を獲得させた。本論では、2003年の違憲審査請求の失敗例、2012年の違憲審査請求の一部成功、2014年の石油ガス権益国有化運動の成功例を対比することで、彼らが政策変更を実現する条件を明らかにする。

2. 分析枠組み

本論では、民主化時代のインドネシアにおける社会アクターの戦略と政策への影響力に注目する。財力や公的政治権力を持たない大半の社会アクターは、有権者の政治的支持に左右されやすい国家エリートに対して、社会的動員力をアピールする。彼らは公的および政治的領域における集合行為によって、政策決定に影響力を行使する。憲法裁の設立（2003年）や直接選挙（2004年から大統領選挙、2005年から地方首長選挙に導入）の採用によって、政策決定に影響力を行使できるようになった。なお、影響力は直接には受け手である政府の行為に（政策の変更として）現れる [大嶽 1990: 86]。本論では、石油ガス自由化政策（1998–2014年）に対して、社会アクターが行った違憲審査請求（2003年と2012年）および権益国有化運動（2014年）の事例を検討し、いかなる条件が揃えば政策変更が行われるのかを明らかにする。

インドネシアの社会アクターの影響力を分析するにあたっては、独立変数として、(1) 社会アクターによる運動が活発化する時期、(2) 社会的動員力の有無、(3) 政策変更の契機を創出しようとする国家エリートへのアクセスに焦点を当てる。従属変数は違憲訴訟と権益国有化運動の政治的帰結である。⁶⁾ 2003年違憲審査請求の際には、2004年に大統領選を控えて(1) 運動が活発化する時期に、政策変更の契機を創出しようとする(3) 憲法裁にアクセスしたものの、提訴した社会アクターは(2) 動員力を欠いていた。他方で2012年違憲審査請求の事例においては、メディ

6) インドネシアの司法は、政治的・社会的な圧力に左右されやすく、その根深い汚職体質は広く知られている。民主化後には司法改革が試みられているが、状況はむしろ悪化しているとの指摘もある [Butt and Lindsey 2012: 77–102; Crouch 2014]。

アに影響力を持つアクターが多く参加したことによって、政治的野心を持つ憲法裁長官に対して(2)社会的動員力を示すことができた。しかし、違憲審査を通じて政策変更を促せる(3)憲法裁にアクセスしたものの、提訴は(1)大統領選挙の2年前に行われたため社会アクターによる影響力行使も持続しなかった。つまり、2012年の違憲審査請求は運動を促進するのに最も効果的な契機ではなく、法改正の実現を伴う政策変更には失敗した。他方、マハカム鉱区権益国有化運動に関しては、2014年選挙の直前に運動が興隆したため、(1)社会アクターによる運動を促進する契機に適合していたといえる。さらに、運動の広がりに伴い多くの有権者の支持獲得が見込まれたため、(2)社会的動員力を示すことにも成功し、有力候補に政策変更圧力をかけることができた。そして、政権発足後には(3)政策変更を行う権限を持つ大統領へアクセスできた。

これらの事例を検討するため、まず次章において今日の石油ガス政策が形成されるまでの歴史的経緯を概観する。そして1998年の民主化から初の大統領直接選挙によって誕生したスシロ・バンバン・ユドヨノ(Susilo Bambang Yudhoyono)政権(2004-14年)までの石油ガスセクター自由化政策とこれに反対する社会アクター台頭の過程を示す。第III章では憲法裁による石油ガス法違憲裁判とその政治的帰結を示す。同章では違憲審査において主導的役割を果たした社会アクターの戦略を分析し、彼らがいかにして大幅な法改正を促す判決を引き出したのか、その条件を示す。第IV章では、ユドヨノ政権期におけるエネルギー行政の変化を踏まえたうえで、2014年大統領選挙前に展開された社会アクターの権益国有化運動を検討する。そのうえで、ジョコウィ政権において権益国有化運動が成功した理由を検討する。以上の考察を通じて、最終章で直接選挙導入後のインドネシアにおいて、社会アクターによって政策変更がなされる条件を明らかにする。

II インドネシアの民主化と石油ガスセクターの変化

インドネシアのスカルノ初代大統領とハッタ副大統領は1945年に独立を宣言した。彼らは政治的独立のみならず経済的な独立も目指した。そこで1945年憲法の第33条には「人民(rakyat)の最大の繁栄」と天然資源の「国家による支配」を規定した。石油ガスセクターにおいては、独立後もしばらく蘭領鉱業法が有効であり、欧米外資(英蘭シェル、米スタンバック、米カルテックス)3社による独占が続いていたものの、1950年代後半からはスカルノが中心となって同セクターにおける経済主権を確立しようとした[Machmud 2000: 45-48]。スカルノ大統領は政治的安定性を強化するため、1959年から政治的には「指導される民主主義」、さらに、経済政策においては「指導される経済」の標語の下に権威主義的な政権運営を行い始めた。直接投資や外資の認可も国家の厳しい管理下に置くことを目指し、天然資源事業の権益や重要経

済セクターの国有化を進めていった [宮本 2003: 222]。そして、1960年には蘭領鉱業法に代わる法律として、石油ガス鉱業に関する法律代執行政令第44号を発令した。同令第2条には「インドネシアの国土にある鉱物資源は全て国家資産であり、国家によって支配される」と規定された。とはいえ、外資が事業運営を継続し、或いは新たな油田・ガス田を開発することはできた。「国有企業が事業を単独で執行できないと判断される場合においては、大臣が他の企業を国有企業の契約事業者として任命できる」(同政令第6条1項)という抜け道が用意されていたのである。

スカルノ政権は他のセクターにおいても外国の経済的支配からの脱却を目指して国营企業を主体とする企業活動を推進してきた。しかし国有企業主体の事業活動は低迷し、財務状況は悪化していった [佐藤 2002: 254]。スカルノ政権は国内の経済状況に対する打開策を出せないまま、世論の目を国外へ向けさせようとした。スカルノはマレーシア連邦の形成をイギリスの植民地主義の体現とみなして「マレーシア粉砕」をスローガンにマレー半島部への攻撃を開始した。西側陣営との関係が悪化していくと、1964年にはジャカルタにあったシェルのオフィスが襲撃され、シェルはインドネシア事業からの撤退を決断するに至った [加納 2004: 182]。また、スタンバックも主力の精製所をインドネシア政府に売却し事業を縮小させた [Kano 2008: 232]。

1965年10月1日未明には、大統領親衛隊を中心とした国軍内の左派系中堅将校が決起して反共・右派の国軍高官6人を拉致、殺害する事件が起こった。⁷⁾ この事件を契機に当時陸軍戦略予備軍司令官であったスハルトは共産党の掃討作戦を命じた。そして、事態を収拾することを名目にスカルノからの権限移譲を承認させ、1968年にはスハルトが正式に大統領に就任した。その背景には、かねてからスカルノ政権下での共産党の勢力伸張に対する脅威を抱いていた国軍との対立があったとされる。現在でも共産党が実際に事件に関与していたことが事実か否かは明らかにはなっていないものの、この事件によってインドネシアにおける共産党は事実上壊滅した。

1966年にスハルト政権が発足すると、経済回復を優先することによって政治体制の安定を取り戻そうとした。スハルト政権は国家石油ガス鉱業会社に関する法律1971年第8号を発令し、68年に設立された国有石油企業プルタミナ⁸⁾に石油ガス上流部門の探鉱・開発事業、下流部門の精製・備蓄・流通事業の全てを実行する権利(=鉱業権)を与えた。同法においてプルタミ

7) 彼らはスカルノ大統領を中心とした革命政権の樹立を宣言した。当時陸軍戦略予備軍司令官であったスハルトは、事件の背後には共産党がいると断定し、全国で共産党の掃討作戦を命じた。これにより、陸軍主流派やイスラーム勢力らがインドネシア各地で民兵組織の支援を得ながら50万人以上の共産党員および共産党員と疑われた人々を「粛清」した [Kammen and McGregor 2012: 2-10, 14, 16]。9.30事件と呼ばれるこの混乱をきっかけに、スカルノ政権はついに機能麻痺状態に陥った。

8) スカルノ政権期には、ブルミガン (Permigan), プルミナ (Permina), プルタミン (Pertamin) の国有石油企業が存在していた。1965年の政変後に、共産党員の影響下にあるとみなされたブルミガンは解体され、1968年にプルミナと統合され、プルタミナが設立された [Machmud 2000: 51]。

ナは、単なる一事業者ではなく、国家を代表する機関として上流部門事業における契約の締結権限を付与され、下流部門事業を独占した。プルタミナは鉱業権を持ちながら、自社のパートナーとして投資リスクの高い石油・天然ガス事業に高度な技術力と資金をつぎ込むことのできる外資系メジャーを積極的に誘致し、生産分与契約の締結数を増やしていった [Machmud 2000: 37, 54-73]。⁹⁾ 他方で、技術・資本力に劣る国内企業はほとんど石油ガスセクターに参入できなかった。しかし1980年代の後半期になると、大統領ファミリーやクローニー企業が大統領の強力な支持を背景にプルタミナの石油ガス事業に参入し、権益を次々と獲得した [Robison and Hadiz 2004: 58, 78]。

1997年のアジア通貨危機を経て翌年にスハルト政権が崩壊すると、新たに発足したハビビ政権は経済自由化改革に舵をとった。国際通貨基金(IMF)の提言を受けて国家独占の解体、民営化や規制緩和などの改革を進めることにより、重要経済セクターの競争力を高め、経済成長につなげるのが目的であった。経済自由化の一環にはプルタミナの独占解体も含まれていた。2001年にはそれを規定する石油ガス法が議会を通過した。同法により、プルタミナが独占してきた権限はエネルギー・鉱物資源(Energi dan Sumber Daya Mineral: ESDM)省と新たに設立された独立機関の石油ガス上流部門執行機関(BP Migas)、下流部門調整機関(Badan Pengatur Hilir Minyak dan Gas Bumi: BPH Migas)によって担われることになった。他方、プルタミナは特殊法人から国有企業省傘下の株式会社として改組され、民間石油企業と同格の一事業者として、他の一般企業との競争に晒されることになった [佐藤 2010: 97, 99-102]。その後、初めて直接選挙で選ばれ、また長期政権となったユドヨノ政権(2004年発足)も経済成長の達成を優先し、石油ガスセクターにおいては外国投資の誘致を重視する開放型の自由化政策を維持した。政権の発足に前後して社会アクターが石油ガス法の違憲審査を請求(2003年1月提訴、2004年12月判決)したが、政策変更には至らなかった。また、ユドヨノ政権は与野党の議員からの経済自由化方針への反発も骨抜きにしてきた [茅根 2016: 8-11]。

しかし2009年に始まる第2期ユドヨノ政権では、イスラーム組織や在野の活動家、著名な知識人が結集し、1945年憲法第33条を根拠とした経済ナショナリズムの主張を展開した。彼らは経済自由化政策を批判し、プルタミナを通じた天然資源の「国家による支配」の強化を要求した。なお、プルタミナに強大な権限を付与すれば、プルタミナによる事業締結権限の濫用や汚職・縁故主義の蔓延、「国家による支配」を強化することに伴う政府介入の増加と民間・外資にとっての投資環境の悪化、そして結果的に石油ガス生産量がさらに減少する可能性が生じる。しかしこれらの問題は彼らの視野にはなかった。彼らが目指したのは、憲法第33条を根

9) 1967年外国投資に関する法律第1号(Undang-Undang Nomor 1 Tahun 1967 tentang Penanaman Modal Asing)と1967年鉱業一般に関する法律第11号(Undang-Undang Nomor 11 Tahun 1967 tentang Ketentuan-Ketentuan Pokok Pertambangan)が成立し、鉱業セクターへ外国資本が参入することが可能となった。

拠として自由化で奪われたプルトミナの権限および権益の配分を取り戻すことであった。次章ではまず、憲法第33条を根拠として社会アクターが憲法裁判決を引き出した戦略を分析する。

III 憲法裁判決とユドヨノ政権の石油ガス行政

1. 憲法裁判の設立と違憲審査

2003年に違憲審査権を持つ憲法裁判が設立されたことで、経済自由化政策に伴う合憲性の問題が世論にも認識されることになった。憲法裁判の初代長官には、インドネシア大学の法学者で著名な知識人であるジムリー・アシディキ (Jimly Asshiddiqie) が就任した。石油ガス法には2003年、2007年、2012年に違憲審査要求が提出されている。このうち2007年の提訴は、国会議員によるものであり、提訴の権限が認められないとして却下された。¹⁰⁾ 本章では、社会アクターが提訴者となった2003年と2012年の2度の違憲審査の過程を分析する。2003年に出された判決は自由化を規定する現行法に対して、極めて限定的な修正を求めるものに留まった。2012年は自由化政策の大幅な修正を迫る判決を引き出したものの、国会での法律の改正は実現しなかった。

第1回目の提訴は、初の直接公選による大統領選挙 (2004年9月) の1年半あまり前である、2003年1月14日に行われた。提訴者はほぼ無名の法律扶助団体、プルトミナ労組と石油化学労組であった。¹¹⁾ これらの組織は組合員以外の動員資源を持っておらず、裁判は大統領選の争点にもならなかった。彼らは憲法第33条の「国家による支配」を根拠として、石油ガス権益、精製所、ガソリンの配給事業は全て国有企業に管理されるべきであると主張した。また石油ガス法は、上流部門の探鉱と開発事業に関してのみ、「鉱業権 (探鉱・開発を行う権限) を国家から政府に『付与される』 (wewenang yang diberikan Negara kepada Pemerintah)」と規定している (同法第1条5項)。提訴団は精製やガソリンの販売などの下流部門事業には鉱業権に関する規定がないため、違憲だと訴えた。さらに、上流部門事業に参入している大多数の企業が外資であることは明らかに憲法第33条に反すると述べ、全ての条項に対する違憲判決を求めた [Mahkamah Konstitusi 2003: 28–52]。これに対して、プルノモ・ユスギアントロ (Purnomo

10) 2007年6月、8人の国会議員 (闘争民主党、国民信託党各4人) が違憲審査を請求した。彼らは、石油ガス上流事業に際して締結される生産分与契約は契約合意のプロセスにおいて、政府が事前に国会の「承認」を得る必要があると主張し、国会に事後に「通知」すると定める第11条2項は違憲であると主張した。これに対して憲法裁判は、同年12月17日の判決で、同法の違憲審査を請求する権利が認められないとして訴えを退けた [Mahkamah Konstitusi 2007]。

11) 提訴に参加したNGOは法律扶助団体であるAPHI (Asosiasi Penasehat Hukum dan Hak Asasi Manusia Indonesia)、同会長のドルマ・H・シナガ (Dorma H. Sinaga)、およびPBHI (Perhimpunan Bantuan Hukum dan Hak Asasi Manusia Indonesia)、人権団体「祖国と民族のための連帯」(Solidaritas Nusa Bangsa)、活動家のパンジ・R・ハディノト (Pandji R. Hadinoto) らであった。

Yusgiantoro)¹²⁾ ESDM相は、政府の代表機関であるBP Migasによって上流部門の権限は依然として「国家に支配」されていると反論し、下流部門でも石油燃料価格などの自由化を否定している [Kompas 2004/12/17; 2004/12/18]。

2004年12月21日、憲法裁は以下の3項目のみを違憲と判断して修正を命じた [Mahkamah Konstitusi 2003: 222–232]。まず、第12条3項は、「大臣は、……事業体に対して探鉱・開発を行う権限を与える」と規定していたが、政府の鉱業権を事業体に与えることは憲法第33条に反するとした。次に、「事業体は生産物の最大25%を国家に供給する義務がある」とする第22条1項に関して、「最大」の規定に対して「最小」の割合が規定されていないことから違憲とした。つまり、第22条1項の規定では、例えば事業者に対して0.1%の供給義務のみを課すことも可能になる。最後に、第28条2項および3項の「石油燃料とガスの価格は健全で公正な競争メカニズムによって決定される」という規定を無効とし、価格決定に関しては政府が積極的に介入するべきであるとの判断を示した。これにより、政府が市場メカニズムに基づく価格決定（実質的な値上げ）を実施することが違憲とされた。

以上の判決にもかかわらず、2005年には国際市場における原油価格の高騰を背景として、石油燃料補助金価格決定に関する大統領令第55号が出された。この大統領令によって市場メカニズムに基づく石油燃料の値上げが実施されたのである。ジムリー憲法裁長官は、「石油価格の決定には国民の福祉を勘案して政府が介入を行うべきである」ことを大統領に書面で訴え、市場メカニズムによる価格値上げの法的正当性を問うた [Kompas 2005/10/11]。しかし大統領から具体的な対応はなされず、憲法裁長官も自らの意見を撤回した。法律以下の大統領令や大統領決定、政令、省令などその他の法令について審査権限がない（憲法第24条A項(1)）ことを撤回理由としている [Kompas 2005/10/26]。

憲法裁はその後2012年の提訴まで、政府が推進する石油ガス政策の実施方針には介入をしなかった。憲法裁が法律を無効にし続ければ、政府と国会との間にも政治的対立が生じる可能性が高まる [Butt and Lindsey 2008: 257, 258]。その場合、憲法裁の権限を縮小する法改正がされ、憲法裁の存立すら危うくしかねない。¹³⁾ 2003年の違憲審査は、動員力を欠くアクターによる提訴であったために、政策変更を実現するほどの強力な圧力もかからなかった。憲法裁長官にとっても石油ガス法の大幅修正に強いインセンティブは見出せなかった。

12) プルノモは、ワヒド政権の途中(2000–01年)から第1次ユドヨノ政権(2004–09年)まで3政権にわたってESDM大臣を務めた。

13) 実際に2011年6月には憲法裁の設置法(Undang-Undang Nomor 24 Tahun 2003 tentang Mahkamah Konstitusi)が国会によって改正され、憲法裁の権限や独立性が一部縮小された。これに対して法学者やNGOらが違憲審査を請求し、憲法裁は改正内容を違憲とした [川村 2012: 94]。

2. ムハマディヤと「憲法ジハード」

第2期ユドヨノ政権に入り、在野では憲法第33条を根拠として様々なイスラーム組織や経済評論家などの社会アクターが政権批判を強めた。なかでも中心的な役割を果たしたのは、国内第2のイスラーム組織ムハマディヤ会長のディン・シャムスディン (Din Syamusuddin) であった。ディンは国内第1のイスラーム組織ナフダトゥル・ウラマー (以下、略称のNU) のハシム・ムザディ (Hasyim Muzadi) 会長とともに、2009年大統領選挙でユスフ・カラ (Jusuf Kalla) とウィラント (Wiranto) 組を大々的に支持した。¹⁴⁾ 政権発足後ユドヨノは両組織出身者に閣僚ポストを与えず、ディンとハシムの政権への敵対心を煽ることになった [Okezone 2010/10/21]。ディン自身の言葉によれば、この政治的な「恨み (dendam politik)」がユドヨノ政権批判の原動力になった。なかでもエネルギー政策批判は当人の予想以上の反響を呼び、数々の講演依頼やメディアの関心を惹きつけた。そこで、ディンは批判をさらに広範囲に展開するため、他の専門家や活動家、著名な元政治家、知識人の協力を呼びかけた [ディン・シャムスディンへのインタビュー 2016/3/4]。

まず、2010年7月にムハマディヤの100周年記念全国大会で、ディンは「1945年憲法の守護者」となって法律の改正に努めると宣言した。¹⁵⁾ さらに、現行のエネルギー政策は、国民経済に多大な損害をもたらし続けているうえ、憲法にも反していると指摘し、「国家主権」を取り戻さなくてはならないと述べた [Bakhri 2013: 8]。以降、ディンは「憲法ジハード (Jihad Konstitusi)」をスローガンとして建国時の理想実現を訴えてきた。ディンによれば「憲法ジハード」とは、コーランに基づいて「善行を勧め、悪行を忌避する (Amar ma'ruf nahi munkar)」ことを意味する [ディン・シャムスディンへのインタビュー、2016/3/4]。¹⁶⁾ 彼の具体的な主張に照らしてみれば、「新自由主義に対抗し、国民の利益を守り、1945年憲法に基づいた政府による政治経済的实践を取り戻すための闘争」である [Al Fayyadl 2015]。ディンは、元政治家やNUなどのイスラーム組織の大家、メディア露出の高い評論家たちを集めて討論会を開き、動員規模の拡大を図った [Tempo 2012/11/16]。¹⁷⁾

14) ユスフ・カラは第1期ユドヨノ政権の副大統領となり、2014年にはジョコウィとともに再び副大統領に選出された。ウィラントはスハルト政権末期に国軍司令官を務めた。2006年にハヌラ党を結成し、2016年7月にジョコウィ政権の内閣改造で政治・法律・治安担当調整大臣となった。

15) ムハマディヤ幹部のシャイフル・バクリ (Syaiful Bakhri) は115の法律が1945年憲法に違反しており、その多くが1998年以降に作られた法律であると述べている。なかでも石油ガス法は、多くの国民の福祉を担う国家の役割を縮小させたとして、最も迅速に修正される必要があると主張した [Tempo 2015/7/22]。

16) 「善行を勧め、悪行を忌避する」はコーラン (3章104節, 110節) がムスリムに求める規範的態度であり、各種のイスラーム運動でも頻繁に用いられる。例えばムハマディヤ会員への指導として *Pemimpinan Pusat Muhammadiyah* [2000] を参照。

17) 2012年11月16日の討論会には、後述するクルトゥビ (Kurtubi) の他、ゴルカル党のファフミ・イドリス (Fahmi Idris) や闘争民主党的クウィック・キアン・ギー (Kwik Kian Gie) (元経済担当調整大臣、元国家開発企画長官)、ワヒド元大統領の弟でNU指導者のサラフディン・ワヒド (Salahudin Wahid)、経済学者イクサヌディ・ヌルジー (Ichsanudin Noorsy) などが参加した。また、同時期にはNUの全国ウラマー会議 (西ジャワ州チルボンで開催) でも、石油ガス法や鉱業法、水源法などは1945年憲法から逸脱しているとして修正を求める意見が公式に表明された [NU Online 2012/9/16]。

またプルタミナ出身のエネルギー評論家クルトウビ¹⁸⁾や活動家のマルワン・バトゥバラ (Marwan Batubara) など、テレビや新聞にエネルギー政策のご意見番として登場し、外資批判と国益の保護を訴える経済ナショナリズムのイデオログも参加するようになった。クルトウビはメディアでの知名度を上げるにつれ、政界入りの野心を持つようになった。自らの主張を石油ガス法改正審議で反映させるためである [クルトウビへのインタビュー, 2013/9/6]。その一方で、クルトウビは2010年から2013年まで西ヌサトゥンガラ州で金や銅の採掘を行う米大手ニューモント・ヌサトゥンガラ¹⁹⁾の監査役も務めたプラグマティストである。マルワンは、2002年まで国有通信企業インドサットの一職員だった。同社の民営化と外資への株式売却に反対して労組を率いるようになり、退職後も活動を続けてきた。その結果、インドネシア大学の学生組織や国有企業系労組などからかつがれ、2004年にはジャカルタ特別州選出の地方代表議会 (DPD) 議員に選出された。しかし、政界で党派的利害に巻き込まれることに不満を持ち、在野に戻って自身の研究所を設立、インドサットやプルタミナなど様々な国有企業から助成金を受けてセミナーやワークショップなどの活動を行っていた [マルワン・バトゥバラへのインタビュー, 2014/2/24]。

また、カリフ制度樹立という急進的な思想を掲げる国際運動のインドネシア解放党も、デイン・シャムスデインの訴える石油ガス政策批判に同調した。インドネシア解放党は元々カリフ制国家の樹立後に資産の国有化を行うことを目標としているため、提訴は理にかなうと主張する [解放党スポークスマン、イスマイル・ユサント (Ismail Yusanto) へのインタビュー, 2013/9/3]。²⁰⁾ これらの社会アクターは石油ガス事業への直接的な利害も持っておらず、彼らが行動を起こした動機もそれぞれ異なっていた。しかし彼らは違憲審査によって共にユドヨノ政権の推進してきた石油ガス政策に反対することで知名度向上や影響力拡大を目指した。

3. BP Migas 解体判決

2012年3月29日、ムハマディヤや解放党をはじめとする約30の組織とハシム・ムザディ

18) クルトウビは2001年に石油ガス法が成立する前から、自由化政策が外資による寡占を恒常化させ、国民経済に多大な損害をもたらしていることを主要メディアに発信し続けてきた。法案が成立する直前には国会議長 (1999-2004年) で、ゴルカル党党首 (1998-2004年) も務めていたアクバル・タンジュン (Akbar Tanjung) をはじめとする政界の大物にも掛け合ったが功をなさなかったと述べている [クルトウビへのインタビュー, 2013/9/6]。

19) 2009年石炭鉱物資源法制定後に定められたロイヤルティの支払いとスンパワ島での精製所建設を要求したことからニューモント経営陣の怒りを買って解任された。クルトウビに代わって2013年に福祉正義党のズルキフィルマンシャ (Zulkieflimansyah) が監査役会会員に選ばれた [Sumbawanews 2014/9/15]。

20) インドネシア解放党のウェブサイトには石油ガス問題に関する主張が頻繁に掲載されていた。例えば Hizbut Tahrir Indonesia [2014] を参照 (政府のインドネシア解放党解散命令によりウェブサイトは閉鎖されたが、キャッシュを閲覧することはできる。最終アクセス日2017年9月10日)。

NU前会長、同じくNUのサラフディン・ワヒド (Salahuddin Wahid)、元産業大臣でゴルカル党のファフミ・イドリス、闘争民主党のAMファトワ (A.M. Fatwa) など12人が憲法裁判に対して、石油ガス法の違憲審査を請求した。彼らは、2001年の石油ガス法の以下の規定が憲法第33条に反していると訴えた。すなわち、市場競争メカニズムに関する規定 (第3条b項)、上流部門における外国法人の参入 (第9条)、企業の分割を定める規定 (第10条、第13条)、生産分与契約に関する規定 (第11条2項) である。加えて、BP Migas の設立によって憲法第33条が定める「国家による支配」の意味が「曖昧化 (menjadi kabur)」し、違憲状態にあると主張した。²¹⁾

2012年11月13日、憲法裁判は提訴内容のうち、BP Migasに関する18の条項は「国家による支配」を弱めるものとして違憲とした [Mahkamah Konstitusi 2012: 106, 107]。同判決により、石油ガスセクター自由化の支柱であった重要機関が解体されることになったのである。²²⁾ 国会やメディア、BP Migasですらこうした事態をまったく予測していなかった。同判決の鍵となったのは、憲法裁判長官のマフッドMD (Mahfud MD) の野心である。彼は、学者から国会議員、そして憲法裁判長官へと転身し、当時、2014年大統領選出馬を目論んでいた。²³⁾ そして、2012年のBP Migas判決で経済ナショナリズムのために、「勇気ある」判決を下したマフッドMDは、直後の世論調査で大統領候補者18人中トップに躍り出た [Kompas 2012/11/29]。他方、提訴団

21) 提訴団は以下の理由からそれぞれの条項が憲法第33条に反すると主張した。まず、石油ガス法第3条b項には、2004年の判決で違憲と判断された「市場競争メカニズム」に関する言及がある。次に、同法第9条は外国法人が上流部門事業を行えると規定していることも、「国家による支配」を強調する憲法第33条2項と3項に反するとする。さらに、第10条は同一企業による上流・下流部門の同時参入を禁止しているうえ、第13条は鉱区ごとに事業体を設立することも規定している。これらの条文は国有企業を分割することを強いる規定であり、「国家による支配」を弱める可能性を持つ。最後に、2007年違憲審査請求と同様に第11条2項が規定する生産分与契約の締結には国会による事前の承認を必要とすることを訴えた [Mahkamah Konstitusi 2012: 55-56]。

22) 本判決には、9人の判事のうちハルヨノ (Harjono) 判事からのみ判決の妥当性を問う重要な反対意見が出された。まず、ハルヨノは、提訴団が具体的に、どのような形で石油ガス法によって1945年憲法で与えられている権利を侵害されたのか、明らかにしていないという原告適格の問題を指摘している。次に、憲法裁判は国民によって直接選ばれた代表によって構成される機関ではないのに対し、議会と大統領は直接選挙を経て構成されている点で民主的正統性が憲法裁判よりも高い機関であるがゆえに、憲法裁判は後者によって制定された法律を尊重する必要があると述べている。さらに、ハルヨノ判事は解体の根拠となるBP Migasの権力濫用の証拠が提示されなかった問題を指摘した。これらの理由からハルヨノは、提訴者による主張は法的に実証されず、却下されなくてはならなかったと述べた [Mahkamah Konstitusi 2012: 118-123]。

23) マフッドMDは、のちにBP Migas解体判決を自身の手柄として自慢げに語っている。マフッドMDは「どの角度から見ても、憲法裁判がBP Migasを含む(政府の)組織を解体することはできない」と認識しながら、「勇気ある私はそれを行ったのだ」という。マフッドMDは、BP Migas内部の人間から汚職行為に関する密告があり、憲法第33条に規定される「最大限の人民の繁栄」のため、BP Migasに関連する石油ガスセクターの汚職を暴く必要があったと主張している [Liputan6 2015/12/18]。この発言からマフッドMDが憲法裁判の権限を超えた決定を意図的に下したことがわかる。なお、最終的に大統領選立候補のための政党推薦を得られなかったマフッドMDは、プラボウォ・スビアント (Prabowo Subianto) 候補のスポンサーとなった。

は、憲法裁を通じて政策変更を実現することが可能であることを示した。²⁴⁾しかし、政府は即座に、BP Migasを代替する石油ガス上流事業特別実行部局 (Satuan Kerja Khusus Usaha Hulu Minyak dan Gas Bumi: SKK Migas) を設立し、国会における石油ガス法改正も進まなかった。²⁵⁾2014年大統領選挙までは2年あり、石油ガス法の違憲状態は強力な争点として持続しなかったのである。

以上の政治過程を本論の分析枠組みから検討すると、BP Migas 解体判決の事例においては、ムハマディヤ会長のイニシアティブでメディアや世論に影響力を持つ個人が参加したことにより、提訴に対する支持を拡大させ、(2) 社会的動員力を示した。そして違憲審査請求を通じて、(3) 憲法裁長官という政策変更を促せる国家エリートへアクセスし、法的効力のある決定を引き出した。しかし、(1) 判決を引き出したのは2012年であり、国会および政府に対して改正に向けた十分な圧力をかけられなかった。

今日においては民主化以降の制度的改革によって、政治的権限を直接持たない社会アクターであっても政府の方針に異議申し立てを行い、政策の方向性を左右できるようになったことは事実である。次章ではユドヨノ政権における石油ガス行政の変化を背景として概観したうえで、社会アクターによる大統領選挙前の影響力行使について検討していく。

IV プルタミナの復権？

1. 第2期ユドヨノ政権における石油ガス行政の変化

第1期ユドヨノ政権は、石油天然ガスの開発事業に多額の投資ができる外資系メジャーを積極的に誘致してきた。これに対して自由化政策に批判的な社会アクターは、2004年から2006年に一部の国会議員を巻き込んで経済ナショナリズムの主張を展開し、プルタミナに大型油田チェブ鉞区の権益を取得させようとした [茅根 2016: 8-11]。しかし当時の社会アクターの試みは大統領選挙の後に行われたため、世論の関心を喚起できず、あえなく失敗に終わった。

2009年選挙が近づくと、政権内のエリートたちのなかにも社会アクターの経済ナショナリズム

24) 提訴に参加した他の中核アクターは、この判決で知名度を高め、ジョコウィの選挙運動にも関与して2014年の政権交代後に政府機関にポストを得た。NU前会長のハシム・ムザディは、ジョコウィ政権で大統領諮問委員会のメンバーになった (2017年3月死去)。証人として参加したクルトゥビは2014年総選挙で国民民主主義者党 (Partai Nasional Demokrat, 通称ナスデム党) から出馬して当選を果たした。同じく証人であったリザル・ラムリ (Rizal Ramli) も、ジョコウィ政権で一時海事調整大臣を務めた (2015年8月-2016年7月)。ディン・シャムスディンは2017年10月になってから、ジョコウィ大統領によって「宗教間対話のための特別代表」に任命された。

25) 2017年5月時点で浮上した改正案によれば、SKK Migasを解体し、プルタミナに権限を移譲することなどが提案されている [Detik 誌経済記者マイケル・アグスティヌス (Michael Agustinus) へのインタビュー, 2017/5/4]。

ムに同調し、プルトミナへの権益増大を支持するものが現れた。政権内のエリートにとってプルトミナの権益増大を支持することは、不人気な経済自由化政策の大枠を維持するためのガス抜きとしても必要な措置となった。

このような変化をつくる契機となったのが2009年大統領選挙前後の一連の人事だった。まず、BP Migas 長官には経済ナショナリズムに好意的な官僚が就任した。次に第2期ユドヨノ政権が成立すると、与党政治家がエネルギー行政の関係閣僚のポストを得た。彼らはプルトミナの権益拡大を認めつつ、自由化の基本方針を維持しようとした。以下では権益拡大の経緯を検討する。

2008年4月7日、国家主導型の経済政策を支持してきた国会第7委員会²⁶⁾は、石油ガスセクター自由化の推進者BP Migas 長官カルダヤ・ワルニカ(Kardaya Warnika)と敵対し、大統領に更迭を求めた。²⁷⁾そして、第7委員会は新しいBP Migas 長官として元ESDM省石油ガス総局長のラデン・プリヨノ(Raden Priyono)を大統領に推薦した。²⁸⁾ラデンは第7委員会の期待に応えるように、BP Migas 長官就任直後、プルトミナが石油・ガス部門の付加価値生産額のうち将来的に60%を担えるようにすると発表した [Antara News 2008/4/8]。

また、2009年2月プルトミナ新社長にはカレン・アグスティアワン(Karen Agustiawan)が就任した。カレンは社長就任後、権益の拡大を主張するムハマディヤ、インドネシア資源研究所(Indonesia Resources Studies: IRESS)、クルトゥビなどの社会アクターによる講演や抗議活動に積極的に資金援助を開始した [マルワン・バトゥバラへのインタビュー, 2014/2/24]。こうした社会アクターによる活動への助成が結果的にプルトミナの権益増大に寄与した。

2009年10月に第2期ユドヨノ政権が成立すると、与党民主主義者党出身のダルウィン・ザヘディ・サレ(Darwin Zahedy Saleh)がESDM大臣に任命された。また、2011年10月の内閣改造でも、同じく民主主義者党幹部であるジェロ・ワチック(Jero Wacik)がESDM大臣となった。加えて元メディア王で次期大統領選挙への出馬を狙っていたダフラン・イスカン(Dahlan Iskan)が国有企業大臣に就任した。これらの閣僚たちは石油ガス生産増加という経済的利益よりも、自らの政治的利益を重視して社会アクターの主張する経済ナショナリズムに近づいた。そして外資による事業権益の売却や契約更新を契機にプルトミナの権益を増大させ始めた。

政権内の変化を背景として、プルトミナはまず、2009年6月にブリティッシュ・ペトロリウムや日本の国際石油開発帝石(INPEX)が持っていた西ジャワ州北部オフショア権益の過半数

26) 第1期目の国会第7委員会は、度々憲法第33条に基づく経済ナショナリズムの主張で自由化政策を批判してきた [茅根 2016: 9-11]。

27) カルダヤは政府の方針を執拗に批判する国会第7委員会とのコミュニケーションを拒み、2008年に解任された [元第7委員会議員アルフィン・リーへのインタビュー, 2015/11/19]。

28) BP Migas 長官は、国会との協議を踏まえて大統領によって任免される [石油ガス法第45条3項]。

を得た。2011年5月には韓国のコデコがオペレーターシップ（作業当事者²⁹）としての権限）を持っていたマドゥラ島西オフショア鉦区権益事業の80%を獲得した。さらに、2013年11月にはシェブロンが探鉦・開発事業を行っていたシアック鉦区も取得した。

こうした一連の権益拡大の動きに比例して、プルタミナの原油生産量は2009年以降徐々に増加した。生産シェアにおいても、2004年の時点では国内第7位のBP（4%）を下回る第9位であったが、2010年には19%を占めてシェブロンに次ぐ第2位となり、2013年には24%まで増加している。同様に、天然ガス生産シェアにおいても2004年の時点では、国内第5位（8%）であったが、2010年には17%へと上昇、トータルに次いで第2位となった（2013年にはBPに抜かれ国内第3位になったが16%とほぼ横ばい）[*Detik* 2016/11/1; PricewaterhouseCoopers Indonesia 2005; 2011; 2014]。政権内のエリートたちは世論の動向に呼応してプルタミナの権益拡大を支持しつつ、基本的な政策枠組みである自由化方針を維持した。さらに社会アクターは、前述の2012年違憲審査を契機とし裁判後に展開されたマハカム鉦区権益回復運動において、政策変更の要件を揃えた。

2. 社会アクターによるマハカム鉦区権益回復運動の拡大

マハカム鉦区は東カリマンタンに位置する国内最大級の石油天然ガス権益であり、約半世紀にわたって開発が進められてきた。2015年12月の時点で、天然ガスは日量約16.8億立方フィート、原油・コンデンセートは日量約6.9万バレルが生産されていた[*Jakarta Post* 2015/12/30]。同鉦区の天然ガス生産は国内生産の25%、石油は10%を占めた。事業権益を持っていたのはフランスのトタルと日本のINPEX（それぞれ50%）であった。スハルト政権初期の1967年3月に結ばれた契約期間は30年で、同政権崩壊直前の1997年3月に20年の契約延長が決定された。2017年の契約終了を前に、社会アクターはプルタミナに事業のオペレーターシップと全権益を取得させるべきであると訴えた。彼らの運動はプルタミナ労組、ムハマディヤ、国民信託党周辺の知識人の賛同を得て拡大した。

運動のイニシアティブをとったのは、自由化反対運動を率いてきたマルワン・バトゥバラであった。マルワンはまず、2012年10月に3,000人以上の署名を集めて「国民のためのマハカム鉦区請願」を大統領府と国会に提出した。さらに、プルタミナ労組や東カリマンタン州の住民組織の参加を促し、彼らの利益と国益の重要性を訴えた。これを受けて統一プルタミナ職員組合（*Federasi Serikat Pekerja Pertamina Bersatu*）も、政府がトタルとINPEXの契約延長を決定した場合のストライキを予告した。全国17のプルタミナ労組も同様にプルタミナによる

29) 石油・ガスの探鉦・開発に関する契約においては、契約当事者が複数の場合、当事者間で共同操業協定を締結し、石油作業を実施・管理する当事者である作業事業者（オペレーター）を決定する[JOGMEC 1986]。

マハカム鉱区権益取得を訴えた。2013年3月には、プルタミナ退職者の組織（Solidaritas Pensiunan Karyawan Pertamina: eSPeKaPe）の参加も取り付け、「石油ガス国有化運動（Gerakan Nasionalisasi Migas: GNM）」を組織した。また、ムハマディヤ元会長のシャフィー・マアリフ（Syafii Maarif）や国会副議長で福祉正義党のソヒブル・イマン（Sohibul Iman, 現党首）³⁰⁾ 国民信託党系の知識人など³¹⁾ を集め、「マハカム鉱区を獲得しろ！インドネシア国民の宣言」と題した討論会も開催した [Lensaindonesia 2013/8/28]。³²⁾

他方、ディン・シャムスディンは「国家と国民の尊厳を確立するための運動」として、マルワンやNUのハシム・ムザディ、ファフミ・イドリスに加えて、元国軍司令官ウィラントやムスリム知識人のユディ・ラティフ（Yudi Latif）らとともに2013年1月に「国家主権確立運動（Gerakan Menegakkan Kedaulatan Negara: GMKN）」を組織した。このGMKNは、マハカム鉱区権益問題についても発言を強めた [Merdeka 2013/1/7]。さらにGMKNは、6月には東カリマンタンの市民団体「マハカム鉱区のための東カリマンタン市民連盟（Aliansi Rakyat Kalimantan Timur untuk Blok Mahakam: ARKBM）」の支持を取り付けた。ARKBMは、トタルと契約を更新するのであればインドネシア共和国から独立する覚悟があるとまで主張した。8月にはマルワンやディンに加え、クルトゥビ、ファフミ・イドリス、インドネシア石油ガス労組会長（Presiden Konfederasi Serikat Pekerja Migas Indonesia: KSPMI）であるファイサル・ユスラ（Faisal Yusra）、複数のキャンパスの学生組織が参加して、「国家救済大衆連合（Koalisi Akbar Rakyat Selamatkan Negara: KARSN）」を組織した [Energitoday 2013/8/30]。

KARSNは、12月に1945年憲法第33条の精神に基づき、「人民の最大の繁栄」を実現するために国家の役割強化を政府と国会に請願した。彼らは、プルタミナがマドゥラ島西オフショア権益やシアック権益事業で既に十分な生産能力を証明しているにもかかわらず、ユドヨノ政権は石油生産シェアの大半を外資に担わせており、インドネシア国家の経済的独立を妨げていると批判した [Pikiran Rakyat 2013/12/4]。経済ナショナリズムの主張によって世論を煽り、ユドヨノ政権の経済自由化政策批判を強めた。単純化されたナショナリズムは異なる思想や組織に属する多くの個人の共鳴と連帯感を生む有効なアジェンダになった。彼らはプルタミナの投資能力および技術力の限界、そして何より、スハルト政権期に強大な権限を享受したプルタミナ

30) ソヒブル・イマンは、マルワン・バトゥバララの求めに応じて、マハカム鉱区権益回復運動に賛同を示した。当時福祉正義党は与党連合の一員であったが、政党を代表してではなく、個人的な意思表明として行動したという [ソヒブル・イマンへのインタビュー、2016/1/29]。

31) 国民信託党からはドラジャッド・ウィボウォ（Drajad Wibowo）、ハッタ・タリワン（Hatta Taliwang）が参加した。その他、エネルギー専門家のダルマワン・プラソジョ（Darmawan Prasjo）、元国有企業大臣書記官のサイド・ディドゥ（Said Didu）なども参加した。

32) さらに2013年8月28日には「マハカム鉱区を民族の子の元へ返還する（Kembalikan Blok Mahakam kepada Anak Bangsa）」と題するセミナーが国会の会議場を借りて開催され、元副大統領のトリ・ストリスノ（Try Sutrisno）やハシム・ムザディ、クルトゥビなどが参加した。

が「人民の繁栄」にかなうどころかエリートのドル箱となってきた事実は考慮しなかった。³³⁾

他方この間、ユドヨノ政権の経済自由化政策の正当性を揺るがす汚職事件が相次いでいた。2013年8月、エネルギー行政高官のルディ・ルビアンディニ (Rudi Rubiandini) の逮捕をきっかけに、ESDM省と国会間の贈収賄が次々に明らかになったのである。³⁴⁾ さらに、スハルト政権期からのクローニーたちの汚職の巣窟と目されていたプラタミナの子会社、ペトラル (Pertamina Energy Trading: Petral) の事業利権に、ハッタ・ラジャサ (Hatta Rajasa) 経済担当調整大臣やアニ・ユドヨノ (Ani Yudhoyono) 大統領夫人までもが関与しているとの報道も流れた。経済自由化によってペトラルには多数の仲介業者が蔓延ようになり、彼らを通じて政界の大物に利権が流れていることが報道された [Majalah Tempo 2013/8/25]。³⁵⁾

これらの報道により、経済自由化政策が汚職と結びつけられ、結果的に反自由化を訴える社会アクターの主張が説得力を持つようになった。しかし、こうした数々の嫌疑にもかかわらず、ユドヨノ大統領は問題解決に乗り出さなかった。社会アクターが展開する自由化批判の真の標的はユドヨノ政権そのものになった。

2014年の大統領選前までにマハカム鉱区権益回復運動は、労組や住民組織のみならず、著名な知識人やイスラム組織、政治家をも動員して拡大した。このような運動の拡大を背景として、2014年4月プラタミナ自体も国有企業省と大統領府に対してマハカム鉱区権益の取得を請願した。民主主義者党大統領候補として有力視されていたダーラン国有企業大臣も、プラタミナの権益取得を声高に支持した [Tempo 2014/4/20]。2014年6月には、プラタミナ労組に加えて他の石油ガス企業労働者2,500人が集結してプラタミナ、ESDM省、国有企業省、大統領府に対してデモを行った。彼らもまた、石油ガスセクターにおける外資の独占状態を止め、マハカム鉱区を始めとする権益をプラタミナに移譲することを求めた [Okezone 2014/6/5]。

ポピュリスト的な手法で大統領選候補として支持を上昇させた、プラボウォ・スビアントも外資が所有する権益の国有化を訴えた [Kompas 2014/5/21]。プラボウォは、インドネシアの豊かな資源は外国人によって搾取され、また外資と結びつく国内の政治権力は汚職に満ちている

33) またスハルト政権も外資を積極誘致しており、政権後半期のプラタミナ単独の石油生産量は、国内総生産においてわずか2.5%ほどであった。

34) ルディは石油工学を専門とするバンドン工科大学元教授であり、2006年に東ジャワ州シダルジョ県で発生した泥の噴出事故に関して、事故現場で天然ガスの採掘を行っていたゴルカル党の大物政治家アブリザル・バクリ (Aburizal Bakrie) の一家が率いる系列企業ラピンド社の責任追及を果敢に行い、知名度を上げた。2012年6月からはユドヨノ直々の推薦を受けてESDM副大臣、2013年1月からBP Migasの後継機関SKK Migas長官に就任した。ルディはBP Migas解体判決の背景にはプラタミナによる意向が働いていたと述べている [ルディ・ルビアンディニへのインタビュー, 2014/8/23]。

35) クルトゥビによれば、シンガポールに拠点を置くペトラルは、原油をアフリカや中東諸国など世界各国で購入し、国際価格よりも高い料金を設定してプラタミナに購入させることで、多額の利ざやを得ている。自由化政策によって国内の石油需要が満たされないまま大量の石油が国外に輸出されており、インドネシアはペトラルによって釣り上げられた法外な価格で、自国で生産された石油を外国から再び輸入しなくてはならなくなっていると主張する [クルトゥビへのインタビュー, 2013/9/6]。

として、「強い指導力」によって現状を変革する必要性を主張した。その結果、エネルギー資源の国有化問題は大統領選における一大争点として浮上した。対立候補のジョコウィは国有化には同意しなかったものの、候補者間の公開討論会において「すでに締結された契約は尊重しなくてはならないが、チャンスがあればすぐに（国民や国家の利益になるように）再交渉を行うつもりである」と応じた [Viva News 2014/6/15]。また、プラボウォだけでなくジョコウィの選挙チームもプラタミナの強化に合意を示した [Detik 2014/6/18]。初めての庶民出身の大統領候補ジョコウィもまたポピュリストと呼ばれた。彼は地方首長として行政改革や汚職対策に取り組んだ実績から、国政の変革が可能であることを主張した。プラボウォのような外資批判こそ展開しなかったものの、経済ナショナリズムの主張には敏感に反応した。こうして大統領選挙におけるマハカム鉱区問題の争点化は、社会アクターの要求を実現するために有効な手段となった。

3. ジョコウィ政権における運動の帰結

2014年大統領選挙前には、ジョコウィは石油天然ガスを含むエネルギー資源の国有化については明確な同意を示さなかった。しかし同年10月にジョコウィ政権が成立すると「自由化推進派」のエドヨノ政権と差異化を図る必要があった。そこで、自由化政策に負の烙印を押した数々の汚職を撲滅する姿勢を前面に打ち出した。ジョコウィ政権のESDM大臣には、反汚職NGO出身のスティルマン・サイド (Sudirman Said) が就任した。スティルマンは、大統領選で争点化されたエネルギー行政の刷新やペトラルの汚職撲滅に込めるキャリアを持っていた。³⁶⁾ 大統領の後押しを受けて、スティルマンは2014年のESDM大臣就任直後からペトラルの解体を目標に掲げ、2015年5月にはついにそれを実現した [Tempo 2016/7/27]。

また、スティルマンはジョコウィの命を受けてプラタミナによるマハカム鉱区権益取得にも動いた。しかし、マハカム鉱区で現在の生産量を維持するには、年間25億から30億ドルの投資を必要とする。³⁷⁾ トタルはマハカム権益のみで年間100以上の坑井を掘削してきたのに対し、プラタミナは過去の総計で50以下に留まることから、資金力および技術力に大差があることは認識されていた [Jakarta Post 2015/2/9]。また、プラタミナが生産開始から約50年経つ老朽化したガス田で採掘を行うにはリスクが高かった。³⁸⁾ そこで契約終了後の2018年からはオペ

36) スティルマンは元汚職撲滅委員会幹部らとともに設立した反汚職NGOの活動を経て、第1期エドヨノ政権下で2008年10月にプラタミナの統合サブプライチェーン部長に就任し、ペトラルを解体してその機能を本社に統合しようと試みた。しかしこの試みは失敗し、約1年で役職を追われていた。

37) プラタミナが1年間に費やした石油ガス生産事業への投資は50億ドル (2015年) であり、マハカム鉱区事業を単独で運営することになれば、費用は1.5倍に膨張することになる。

38) さらに、2014年末には国際的に原油価格が暴落し、石油ガス事業の採算が大幅に悪化したことで、プラタミナによるマハカム鉱区開発は難航するものと見られた。

レーターシップと70%の権益を取得するものの、残りの30%はトタルとINPEXに権益を配分したいという意向を発表した [Sekretariat Kabinet Republik 2015/6/19]。³⁹⁾ マルワンや労組は、プルトミナによる100%の権益取得を訴え続けたが、プルトミナ経営陣からも外資との共同事業の必要性が訴えられ、主張を弱めた。

以上のように、マハカム鉱区権益回復運動においては、社会アクターは(1)2014年大統領選挙前に大統領候補者に対してプルトミナへの権益移譲を訴えた。また、(2)著名な知識人や政治家の支持を取り付けて動員力を示し、(3)政権発足後にジョコウィ大統領自身の合意を引き出すことに成功したのである。

V おわりに

民主化後のインドネシア政治研究において支配的だったオリガーキー論は、政治権力や財力を持たない社会アクターの役割や運動を軽視してきた。本論ではエリートの多大な利権や国益が絡む石油ガス政策でも、社会アクターが政策決定に影響力を行使できるようになったことを明らかにした。本論はさらに、BP Migasの解体と国有企業による石油ガス権益回復運動の事例を通じて、既存研究が提示してこなかった、社会アクターによる政策変更の可能性を高める条件を明らかにした。その条件とはすなわち、選挙の直前に運動を展開して動員力を示すことで、国家エリートに圧力をかけることにある。

2003年の違憲審査では、提訴した社会アクターは十分な動員力を示すことができず、違憲判決では3条項の修正命令を引き出すに留まった。2012年には、動員力を持つアクターが結集して違憲審査を請求し、自由化政策の大幅な修正を命じる判決を引き出したものの、石油ガス法改正までは実現できなかった。他方で、2014年には2012年の違憲判決を引き出した際と同様の社会アクターが著名な知識人や政治家の支持を取り付けて動員力を示して大統領選挙前に争点化を行った。そして、選挙後にジョコウィ大統領自身から合意を引き出すことに成功した。

本論で検討した事例において、社会アクターによる影響力行使を可能にした制度的背景は、2003年の憲法裁設立、そして2004年に導入された大統領直接選挙であった。初の直接選挙によって成立したユドヨノ政権は、清廉なイメージを世論にアピールすることで第1期を通じて比較的安定した政権運営を行った。第2期政権では、経済自由化政策を維持するためにプルトミナへの権益を拡大させることで社会アクターからの批判を回避しようとした。しかし、政権

39) この決定にかかわらず、プルトミナの能力を補うために外資の事業参加が不可欠であることから、ESDM省はプルトミナがトタルとINPEXと交渉を進めるため、権益の39%を放棄することを許可した [Kompas 2017/12/26]。しかし2018年6月、トタルは権益を放棄すると発表したことからわかるように、最終的な権益の配分に関しては今後変動しうる。

末期にはエネルギー行政の汚職問題が次々と発覚し、社会アクターの批判に説得力を持たせることになった。2014年大統領選挙ではかねてからの社会アクターの主張が一大争点となった。ジョコウィ現政権は社会アクターの要求を受け入れ、プルタミナによるマハカム鉱区のオペレーターシップと過半数以上の権益取得を承認した。ユドヨノ政権との差異化を図るためにも汚職撲滅への積極的姿勢を打ち出し、あからさまな自由化推進も回避した。石油ガス法の改正に関しても、プルタミナの役割を強化する方向に審議が進められている。

憲法裁による違憲審査や直接選挙が繰り返されるなかで、社会アクターは政策決定において影響力を強めるための効果的な戦略を学習している。他方で、今日の国家エリートは安定的な政権運営のために社会からの要求を敏感に感知する能力を求められるようになってきている。つまりオリガークー論の想定に反して、強固なエリート支配は自明の前提ではなくなっている。

社会アクターが動員を通じて要求を実現しようとする動きは、石油ガス政策に限らず他分野でも顕著になっている。例えば、ムハマディア中央執行部はその後、「憲法ジハード」をアジェンダに石油ガス法のみならず、水源法や大衆組織法、病院法の4つの法律の違憲判決を引き出している [Tempo 2015/7/22]。また国政に限らず、地方首長選挙でも同様の傾向がみられる。2016年末に華人キリスト教徒のジャカルタ州知事バスキ・チャハヤ・プルナマ (Basuki Cahaya Purnama, 通称アホック) の「宗教冒涇」発言に対して起こった抗議運動 (イスラーム防衛行動) は、そうした社会アクターによる動員の最たるものであった。抗議運動は州知事選を前に行われ、数十万人の動員に成功し、アホックを落選させた。さらに知事アホックは宗教冒涇罪で有罪判決を受けた。この事件はインドネシア政治研究における社会アクターへの注目をにわかに高めさせた [Hewison 2017; Chaplin 2017; Scherpen 2017]。しかし本稿にみたように、こうした現象は突如として現れたものではなく、2000年代後半から社会アクターによって繰り返されてきた数々の争点をめぐる動員の結果として捉えられるべきであろう。

参考文献

日本語

- 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC). 1986. 「石油・天然ガス用語辞典」 <http://oilgas-info.jogmec.go.jp/dicsearch.pl>, 最終アクセス 2014年10月28日.
- 加納啓良. 2004. 『現代インドネシア経済史論——輸出経済と農業問題』東京: 東京大学出版会.
- 川村晃一. 2012. 「司法制度」『東南アジア政治制度の比較政治学』中村正志 (編), 45-102ページ所収. 千葉: ジェトロ・アジア経済研究所.
- 茅根由佳. 2016. 「民主化期のインドネシアにおける石油天然ガス政策と政治過程の変化——チェブ鉱区権益問題を事例として」『アジア研究』62(4): 1-15.
- 宮本謙一. 2003. 『概説インドネシア経済史』東京: 有斐閣.
- 大嶽秀夫. 1990. 『政策過程』東京: 東京大学出版会.
- 佐藤百合. 2002. 「経済再建と所有再編——経済所有構造への介入政策の視点から」『民主化時代のインドネシア——政治経済変動と制度改革』佐藤百合 (編), 247-293ページ所収. 千葉: ジェトロ・アジア経済研究所.

———. 2010. 「インドネシア石油産業における産業統治システムの変容」『途上国石油産業の政治経済分析』坂口安紀（編），81-110 ページ所収。東京：岩波書店。

英語・インドネシア語

- Al Fayyadl, Muhammad. 2015. Memahami Progresifnya Muhammadiyah. *Islam Bergerak*. June 24, 2015. <http://islambergerak.com/2015/06/memahami-progresifnya-muhammadiyah/>, 最終アクセス2016年5月3日。
- Aspinall, Edward. 2013. Popular Agency and Interests in Indonesia's Democratic Transition and Consolidation. *Indonesia* 96: 101-121.
- Bakhri, Syaiful. 2013. *Migas untuk Rakyat. Pergulatan Pemikiran dalam Peradilan Mahkamah Konstitusi*. Jakarta: Grafindo.
- Buehler, Michael. 2013. Elite Competition and Changing State-Society Relations: Shari'a Policymaking in Indonesia. In *Beyond Oligarchy: Wealth, Power, and Contemporary Indonesian Politics*, edited by Michele Ford and Tomas Pepinsky, pp. 157-176. Ithaca: Cornell Southeast Asia Program Publications.
- Butt, Simon; and Lindsey, Tim. 2008. Economic Reform When the Constitution Matters: Indonesia's Constitutional Court and Article 33. *Bulletin of Indonesian Economic Studies* 44(2): 239-261.
- . 2012. *The Constitution of Indonesia: A Contextual Analysis*. Oxford: Hart Publishing.
- Caraway, Teri L.; and Ford, Michele. 2013. Labor and Politics under Oligarchy. In *Beyond Oligarchy: Wealth, Power, and Contemporary Indonesian Politics*, edited by Michele Ford and Tomas Pepinsky, pp. 139-156. Ithaca: Cornell Southeast Asia Program Publications.
- Chaplin, Chris. 2017. Islam and Citizenship. *Inside Indonesia*. Edition 129: Jul-Sep 2017. <http://www.insideindonesia.org/islam-and-citizenship-2>, 最終アクセス2017年11月28日。
- Crouch, Melissa. 2014. *Law and Religion in Indonesia: Conflict and the Courts in West Java*. Abingdon: Routledge.
- Hadiwinata, Bob Sugeng. 2009. From 'Heroes' to 'Troublemakers'? Civil Society and Democratization in Indonesia. In *Democratization in Post-Suharto Indonesia*, edited by Bunte Marco and Andreas Ufen, pp. 276-294. Routledge Contemporary Southeast Asia Series. London and New York: Routledge.
- Hadiz, Vedi R.; and Robison, Richard. 2013. The Political Economy of Oligarchy and the Reorganization of Power in Indonesia. *Indonesia* 96: 35-57.
- Hewison, Kevin. 2017. Rethinking Southeast Asian Civil Society. *New Mandara*. November 6, 2017. <http://www.newmandala.org/illiberal-civil-society/>, 最終アクセス2017年11月28日。
- Kammen, Douglas; and McGregor, Katharine. 2012. Introduction. *The Contours of Mass Violence in Indonesia, 1965-68*, edited by Douglas Kammen and Katharine McGregor, pp. 1-24. Singapore: NUS Press.
- Kano, Hiroyoshi. 2008. *Indonesian Exports, Peasant Agriculture and the World Economy, 1850-2000: Economic Structures in Southeast Asian State*. Singapore: NUS Press.
- Machmud, Tengku Nathan. 2000. *The Indonesian Production Sharing Contract: An Investor's Perspective*. The Hague: Kluwer Law International.
- Mahkamah Konstitusi. 2003. Putusan MK No. 002/PUU-I/2003.
- . 2007. Putusan Mahkamah Konstitusi Nomor 20/PUU-V/2007 tentang Pengujian Undang-Undang Nomor 22 Tahun 2001 tentang Minyak Dan Gas Bumi.
- . 2012. Putusan MK No.36/PUU.X/2012.
- Mietzner, Marcus. 2013. *Money, Power, and Ideology: Political Parties in Post-Authoritarian Indonesia*. Singapore: NUS Press; Copenhagen: NIAS Press.
- Nyman, Mikaela. 2009. Civil Society and the Challenges of the Post-Suharto Era. In *Democratization in Post-Suharto Indonesia*, edited by Bunte Marco and Andreas Ufen, pp. 251-275. Routledge Contemporary Southeast Asia Series. London and New York: Routledge.
- Pemimpinan Pusat Muhammadiyah. 2000. Keputusan Muktamar Muhammadiyah Ke-44. <http://eprints.umm.ac.id/135/1/PHIWM.PDF>, 最終アクセス2016年5月3日。
- PricewaterhouseCoopers Indonesia. 2005. *Oil and Gas in Indonesia: Investment and Taxation Guide*. <https://www.pwc.com/id/en/publications/assets/oil-and-gas-in-indonesia-investment-and-taxation-guide-2005.pdf>, 最終アクセス2014年11月3日。
- . 2011. *Oil and Gas in Indonesia: Investment and Taxation Guide*. http://www.pwc.com/id/en/publications/assets/Oil_and_Gas_Guide-2011.pdf, 最終アクセス2014年11月3日。
- . 2014. *Oil and Gas in Indonesia: Investment and Taxation Guide*. <http://www.pwc.com/id/en/publications/>

- assets/oil_and_gas_guide_2014.pdf, 最終アクセス 2015 年 12 月 31 日.
- Robison, Richard; and Hadiz, Vedi. 2004. *Reorganizing Power in Indonesia: The Politics of Oligarchy in an Age of Markets*. New York: RoutledgeCurzon.
- Rosser, Andrew; Roesad, Kurnya; and Edwin, Donni. 2005. The Politics of Inclusion. *Journal of Contemporary Asia* 35(1): 53–77.
- Scherpen, Bastiaan. 2017. Is Hardline Islam Really Rising in Indonesia? *New Mandara*. February 24, 2017. <http://www.newmandala.org/hard-line-islam-really-rising/>, 最終アクセス 2017 年 11 月 28 日.
- Winters, Jeffrey. 2011. *Oligarchy*. New York: Cambridge University Press.
- . 2013. Oligarchy and Democracy in Indonesia. *Indonesia* 96: 11–33.
- ウェブ・ジャーナル, 新聞
- Antara News*
- 2008/4/8. DPR Pilih Priyono Sebagai Kepala BP Migas. <https://www.antaranews.com/berita/98727/dpr-pilih-priyono-sebagai-kepala-bp-migas>, 最終アクセス 2017 年 10 月 2 日.
- Energitoday*
- 2013/8/30. Koalisi Akbar: Kembalikan Blok Mahakam kepada Rakyat!!! <http://energitoday.com/2013/08/koalisi-akbar-kembalikan-blok-mahakam-kepada-rakyat/>, 最終アクセス 2016 年 1 月 21 日.
- Detik*
- 2014/6/18. Soal Kedaulatan Energi, Prabowo-Hatta dan Jokowi-JK Sepakat Memperkuat Pertamina. <https://news.detik.com/berita-jawa-barat/d-2612114/soal-kedaulatan-energi-prabowo-hatta-dan-jokowi-jk-sepakat-memperkuat-pertamina>, 最終アクセス 2017 年 1 月 4 日.
- 2016/11/1. Arcandra: Revisi UU Migas Harus Perkuat Pertamina. <https://finance.detik.com/energi/d-3334640/arcandra-revisi-uu-migas-harus-perkuat-pertamina>, 最終アクセス 2016 年 11 月 14 日.
- Hizbut Tahrir Indonesia
2014. Mafia Migas Mudah Diberantas.
- Jakarta Post*
- 2015/2/9. Pertamina's Biggest Gamble: The Mahakam Block. <http://www.thejakartapost.com/news/2015/02/09/pertamina-s-biggest-gamble-the-mahakam-block.html>, 最終アクセス 2015 年 12 月 31 日.
- 2015/12/30. Stable Production Sought at Mahakam Block under New Contract. <http://www.thejakartapost.com/news/2015/12/30/stable-production-sought-mahakam-block-under-new-contract.html>, 最終アクセス 2016 年 5 月 13 日.
- Kompas*
- 2004/12/17. Pemerintah Siapkan UU Listrik yang Baru.
- 2004/12/18. Menko Perekonomian Berharap UU Migas Tidak Dibatalkan MK.
- 2005/10/11. Presiden Belum Sikapi Surat Ketua MK Di DPR Surat MK Menjadi Isu. Politik.
- 2005/10/26. Kenaikan Harga BBM: Ketua MK Puas atas Jawaban Presiden soal Perpres BBM.
- 2012/11/29. Lima Tokoh Paling Berkualitas untuk Capres 2014.
- 2014/5/21. Jika Paksakan Nasionalisasi Perusahaan Asing, Prabowo Bakal Terpentak.
- 2017/12/26. Jonan Izinkan Total Dapat 39 Persen Blok Mahakam.
- LensaIndonesia*
- 2013/8/23. GNM: Hanya satu Kalimat “Nasionalisasi Migas” Makmurkan Rakyat. <https://www.lensaIndonesia.com/2013/08/28/gnm-hanya-satu-kalimat-nasionalisasi-migas-makmurkan-rakyat.html>, 最終アクセス 2015 年 12 月 28 日.
- Liputan6*
- 2015/12/18. Cerita Mahfud MD Berani Bubarkan BP Migas. <http://bisnis.liputan6.com/read/2393450/cerita-mahfud-md-berani-bubarkan-bp-migas>, 最終アクセス 2015 年 12 月 27 日.
- Majalah Tempo*
- 2013/8/25. Soal Suap Ketua SKK Migas.
- Merdeka*
- 2013/1/7. 45 Tokoh deklarasikan Gerakan Menegakkan Kedaulatan Negara. <https://www.merdeka.com/politik/45-tokoh-deklarasikan-gerakan-menegakkan-kedaulatan-negara.html>, 最終アクセス 2016 年 11 月 7 日.

NU Online

2012/9/16. NU Desak UU Migas dan UU Minerba segera Direvisi. <http://www.nu.or.id/post/read/39791/nu-desak-uu-migas-dan-uu-minerba-segera-direvisi>, 最終アクセス 2016 年 11 月 7 日.

Okezone

2010/10/21. Ada Dendam Politik ke Muhammadiyah & NU. <http://news.okezone.com/read/2009/10/21/339/267647/ada-dendam-politik-ke-muhammadiyah-nu>, 最終アクセス 2016 年 10 月 29 日.

2014/6/5. 2.500 Pekerja Minta Pertamina Diberikan Blok Mahakam. <http://economy.okezone.com/read/2014/06/05/19/994327/2-500-pekerja-minta-pertamina-diberikan-blok-mahakam>, 最終アクセス 2015 年 12 月 29 日.

Pikiran Rakyat

2013/12/4. Perkuat Rupiah Dengan Kembalikan Pengelolaan Migas. <http://www.pikiran-rakyat.com/ekonomi/2013/12/04/261112/perkuat-rupiah-dengan-kembalikan-pengelolaan-migas>, 最終アクセス 2016 年 1 月 21 日.

Sekretariat Kabinet Republik

2015/6/19. Indonesia Pertamina Dan BUMD Kaltim Kuasai 70% Hak Kelola Blok Mahakam, Total dan Inpex 30%. <http://setkab.go.id/pertamina-dan-bumd-kaltim-kuasai-70-hak-kelola-blok-mahakam-total-dan-inpex-30/>, 最終アクセス 2017 年 12 月 24 日.

Sumbawanews

2014/9/15. Inilah Misteri Kurtubi Diberhentikan sebagai Komisaris Newmont. http://sumbawanews.com/berita_utama/inilah-misteri-kurtubi-diberhentikan-sebagai-komisaris-newmont.html/, 最終アクセス 2016 年 1 月 20 日.

Tempo

2012/11/16. Pemerintah Dinilai Remehkan Uji Materi UU Migas. <https://nasional.tempo.co/read/442174/pemerintah-dinilai-remehkan-uji-materi-uu-migas>, 最終アクセス 2016 年 1 月 21 日.

2014/4/20. Dahlan: Blok Mahakam untuk Pertamina. <https://bisnis.tempo.co/read/571939/dahlan-blok-mahakam-untuk-pertamina>, 最終アクセス 2015 年 12 月 29 日.

2015/7/22. FEATURE: 'Jihad Konstitusi' , Jihad Baru Muhammadiyah. <https://nasional.tempo.co/read/685566/feature-jihad-konstitusi-jihad-baru-muhammadiyah>, 最終アクセス 2015 年 12 月 29 日.

2016/7/27. Sudirman Said Klaim Berhasil Perbaiki Tata Kelola Migas. <https://bisnis.tempo.co/read/790874/sudirman-said-klaim-berhasil-perbaiki-tata-kelola-migas>, 最終アクセス 2017 年 1 月 20 日.

Viva News

2014/6/15. Prabowo Bahas Soal Kontrak Asing di Debat Capres. <https://www.viva.co.id/berita/politik/512858-prabowo-bahas-soal-kontrak-asing-di-debat-capres>, 最終アクセス 2016 年 6 月 21 日.

(2017 年 12 月 12 日 掲載決定)